

# 北塩原村新型コロナウイルス 感染症対策本部だより(第4号)

発行 / 北塩原村  
令和2年10月23日

黄金や橙(だいたい)など、色鮮やかな錦秋を迎え、高原野菜を求める観光客や Go To トラベル事業の東京解禁もあり、村内は徐々に賑わいを取り戻しつつありますが、依然として厳しい状況にあるものと思います。

村民や事業者の皆様におかれましては、「新しい生活様式」を日常に取り入れながら、家族の健康や暮らし、産業の賑わいにご尽力いただいているものと存じます。引き続き、マスクの適切な着用、手指消毒や人と人との距離の確保など、一人ひとりが感染拡大防止に取り組まれますようお願い申し上げます。

さて、今回発行する第4号においては、政府や福島県において発出した「感染リスク」の情報のほか、発熱などの症状がみられる場合の相談体制などをお知らせします。

そして、皆さまにお願いです。福島県内においては連日感染者が判明し、10月20日現在で370名を超えるなど、誰もが新型コロナウイルスに感染する可能性があります。感染された方、関係者などに対して誹謗中傷、差別などなされないようお願いします。

令和2年10月23日

北塩原村長 遠藤 和夫

## 新型コロナウイルスの感染リスクを高めやすい7つの場面

感染リスクを高めやすい次のような場面では、マスク着用等の感染防止対策を徹底し、感染対策がしっかりとしていない場面への外出は控えましょう。

<b>① 飲食を伴う懇親会</b> 飲食の影響で大きな声になりやすく、感染防止のガードが下がる。	<b>② 大人数や深夜におよぶ飲食</b> 昼間の通常の食事に比べ、リスクが高まる。
<b>③ 大人数やマスクなしでの会話</b> 右記④の際などマスクを外して会話することでリスクが高まる。	<b>④ 仕事後や休憩時間</b> 仕事後や休憩時間に密な状況が生じると、感染リスクが高まる。
<b>⑤ 集団生活</b> 学校の寮など、大人数が閉鎖空間に長時間一緒にいる場合。	<b>⑥ 激しい呼吸を伴う運動</b> 換気の悪い閉鎖空間で人と人との距離が近い場合。
<b>⑦ 屋外での活動の前後</b> 屋外活動の前後の車での移動や食事などで三密が生じる場合。	

【出典：令和2年9月25日(金)第10回新型コロナウイルス感染症対策分科会「人の移動に関する分科会から政府への提言」を基に作成】

## 検温できる顔認証カメラの設置について

村では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、来庁する方や利用者の方に、マスクの着用と手指消毒をお願いしております。また、発熱、せき、倦怠感など、体調がすぐれない方には、施設内への立ち入りをご遠慮いただいております。

この度、マスク着用と検温がすぐに測定できる「非接触型・顔認証カメラ」を下記の5施設に設置しましたのでお知らせします。引き続き、感染防止対策にご協力ください。

No	施設名
1	役場本庁舎
2	生涯学習センター
3	裏磐梯合同庁舎
4	デイサービスセンター
5	裏磐梯診療所



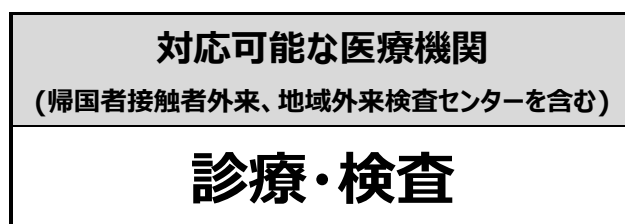
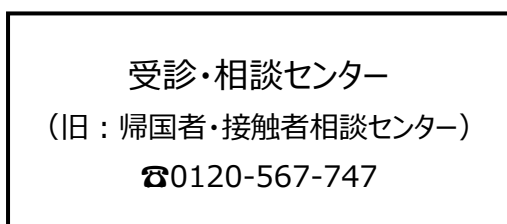
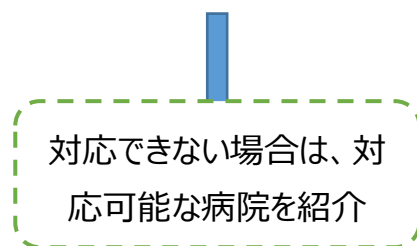
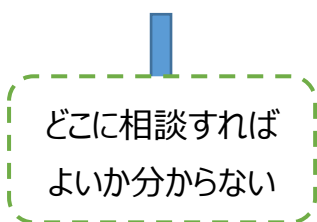
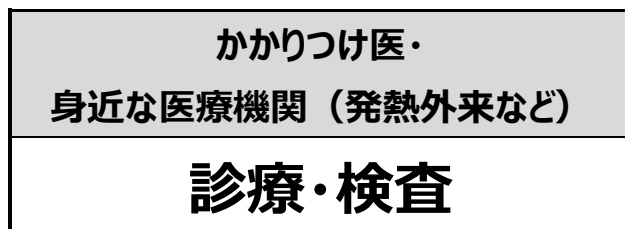
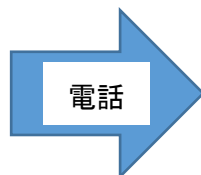
## 新型コロナウイルスの相談体制の変更について

福島県では新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの同時流行に備え、11月1日より受診・相談体制を変更します。

まずはかかりつけ医等の身近な医療機関に電話で相談するようにしましょう。



発熱等の風邪症状あり



## 会津管内における発熱外来（完全予約制）

発熱等の症状がある場合、まずはかかりつけ医に電話等で相談しましょう。  
かかりつけ医がない場合や夜間・休日の場合は、下記に相談してください。  
なお、会津中央病院、竹田総合病院は観光客の方もご利用できます。



### 【会津中央病院】

- 診療場所：会津中央病院正面道路向かい側（アイン薬局隣）
- 診療時間：平日 9：00～12：00、13：00～16：00  
※17時以降は夜間・休日救急外来で診療
- 予 約：発熱コールセンター（8：30～17：00）  
☎0242-36-7266  
※休日・夜間は休日夜間救急外来（☎0242-25-1515）にて対応
- そ の 他：診療・治療費の他、特定療養費（初診時 3,000 円）の負担が生じます。

### 【竹田総合病院】

- 診療場所：竹田総合病院総合医療センター西側玄関前
- 診療時間：8：30～10：30、13：00～15：00（休診日も含む）  
※16：30～22：00までは救急入口で症状を確認し対応  
※22：00～8：30までは原則、救急搬送者のみ（軽症者は8：30～対応）
- 予 約：外来診療予約ダイヤル（平日 8：00～17：00）  
☎0242-27-5577  
※休日・夜間は救急受付（☎0242-29-9911）にて対応
- そ の 他：診療・治療費の他、選定療養費（初診時 5,500 円／再診時 2,750 円）の負担が生じます。

### 【喜多方地方発熱外来診療所】

- 対 象 者：15 歳以上（ただし、中学生は除く）の方で喜多方市・北塩原村・西会津町に居住しているか、勤務または通学している方
- 診療場所：旧手代木医院（上町東）
- 診療時間：平日 13:30～15:30 ※祝日は休診
- 予 約：喜多方市役所保健課健康推進室（平日 8：30～17：15）  
☎0241-23-5027  
※8：30～13：00 は当日分受付、13：00～17：15 は翌日分受付
- そ の 他：感染の可能性が高いと思われる方については、帰国者・接触者相談センター（11 月からは受診・相談センター）に紹介する場合があります。

## 福島県新型コロナウイルス感染症対策支援交付金

福島県は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、**下記の交付要件を満たす事業者に対し、交付金を交付します。**

対象事業者	県内の中小企業、事業協同組合等、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者等
交付要件	次の（ア）に該当し、（イ）から（エ）の要件を全て満たすこと。 （ア）令和 2 年 4 月期または 5 月期の売上が対前年同月比 20%以上 50%未満減少している。 （イ）「業種別ガイドライン」や「新しい生活様式」への対応など、感染防止策に取り組んでいる。 （ウ）「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」または「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止給付金」のいずれの交付も受けておらず、かつ申請の要件に該当しない。 （エ）令和元年 12 月 31 日までに開業している、または令和 2 年 3 月までに開業し令和 2 年 1 月から 3 月の間に事業により事業収入（売上）を得ている。
交付金	10 万円（定額） ※1 事業者 1 回限りの交付
申請期間	令和 2 年 9 月 14 日（月）～令和 2 年 11 月 30 日（月）
申請方法	電子申請または郵送
問い合わせ	福島県コロナ対策交付金コールセンター ☎024-563-1373（毎日 9：30～17：30 まで受付）

## 感染症対策をしながら、旅行・外食を楽しみましょう！

ウィズコロナ期における旅行、外食には新しい生活様式、新しい旅のエチケットやお店のガイドラインを遵守しながら、行く側も迎える側もお互いに感染症対策をしながら、楽しい時間を過ごしましょう。

	旅行に関する助成制度 ※この 2 つの制度は併用できませんのでご注意ください。		飲食に関する助成制度
	Go To Travel	福島県宿泊補助事業	Go To Eat
種類			
概要	国内旅行宿泊・日帰り旅行の 1/2 相当額を支援	東北+新潟を対象とした宿泊割引を実施	加盟登録飲食店で使える食事券
支援額	宿泊 20,000 円（上限） 日帰 10,000 円（上限） （7 割旅行代金 3 割地域クーポン）	1 人 1 泊 7,700 円（税込） 以上の利用で宿泊代金から 5,000 円割引	1 冊 10,000 円で 12,500 円分の食事券として利用できる
期間	令和 2 年 7 月 22 日～ 令和 3 年 1 月 31 日	令和 2 年 7 月 17 日～ 令和 3 年 1 月 31 日	令和 2 年 11 月 2 日～ 令和 3 年 3 月 31 日